

大学院 1 期末修了に関する内規

第1条 本学大学院博士前期課程における1期末修了に関する事項は、この内規の定めるところによる。

第2条 2年間の修業年限（ただし、休学期間を除く。）を経た後、1期末に本学大学院学則（以下「学則」という。）第41条に定める修了要件を満たした学生は、1期末修了とする。

第3条 前条の適用が受けられる者は、次の各号に定める条件を満たしていなければならない。

- 一 学則第41条に定める修了に必要な単位が不足している者で、その単位が1期末に取得できる者又は同第41条に定める修得単位を充足している者
- 二 修士論文が所定の期日までに提出できる者

第4条 前条第1項第2号の修士論文の提出期限については、別に定める「修士論文の提出について」によるものとする。

第5条 1期末修了に関する修了認定は、大学院修了認定の会議の議を経て、研究科会議の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成10年7月21日から施行する。

「大学院 1 期末修了に関する内規」の申合せ事項

1. 内規第5条に定める修了については、1期成績発表後（9月上旬）、直ちに大学院修了認定の会議（以下「会議」という。）を開催し、認定をすることができるものとする。
2. 前項の会議は、研究科会議を代行し、修了を認定された者は、9月15日修了とする。
3. 前2項に定める修了認定については、代行の会議終了後の研究科会議において、追認を受けるものとする。

附 則

この申合せ事項は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

大学院修了認定の会議の構成については、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究科長
- 二 本学評議会規程第2条に規定する大学院担当の教授2名
- 三 修士論文提出者の主査（指導教授）